

(巻末資料②)

(比較) 資産除去債務の会計基準

	(日本) 資産除去債務に関する会計基準	(米国) SFAS143	(IASB) IAS37/IFRIC 1
資産除去債務の定義	有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの [par.3(1)]	長期性資産の取得、建設、開発、及び（または）通常の操業の結果として生ずる有形長期性資産の除去にかかる法的債務 [par.2]	有形固定資産の解体、撤去及び原状回復を行う義務（＝廃棄、原状回復及びそれらに類似する負債） [IFRIC1:par.1]
法律上の債務以外の認識要件	（法令又は契約で要求される法律上の義務とほぼ同等の）債務の履行を免れることがほぼ不可能な義務（※1） [par.28]	「法的債務」には、約束的禁反言の原則の下での債務を含む。（※2） [par.2]	推定上の債務 [IAS37:par.14]
企業の自主的な取り組みの取扱い	企業の自発的な計画のみによって行われる場合は、法律上の義務に準ずるものには該当しない。 [par.28]	単に「長期性資産の処分計画のみから発生する債務」には適用されない。 [par.2]	企業の行為が外部の人々に対して、企業が推定上の債務を履行するであろうとの妥当な期待を生じさせる場合は、債務発生事象に該当する。 [IAS37:par.17]
負債の認識時点	・有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時 ・発生時に債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、債務額を合理的に見積ることができるようになった時点 [pars.4,5]	・債務が発生した期間 ・もし公正価値の合理的な見積りが資産除去債務が発生した期間に行えなかつたら、合理的な見積りが行える時点 [par.3]	以下を満たす時点 1. 現在の債務（法的又は推定上の）を有している、 2. 経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高い、かつ 3. 債務金額の信頼できる見積りができる [IAS37:par.14]

※1 法律上の解釈により当事者間での清算が要請される債務に加え、過去の判例や行政当局の通達等のうち、法律上の義務とほぼ同等の不可避的な支出が義務付けられるものが該当する。

※2 約束的禁反言の原則：「もし約束者が、受約者がその約束を信頼することを合理的に期待すべき場合で、かつ受約者がその約束を信頼することによって実際に損害を受けたならば、そのことが考慮されずになされた約束はたとえ約因が無くとも不正を防止するための強制力を持つという原則」（第3章注3参照）